

●御利用の前に必ずお読みください

公共施設等案内・予約システムを利用していただくためには、次に掲げる「システム利用規約」に同意していただくことが必要です。

本システムの利用前にこの規約を十分に読んでいただき、同意をされた方がのみが利用することができます。

なお、本システムを利用して施設の予約等をされた方は、この規約に同意していただいたものとみなします。

この規約に同意していただけない場合は、本システムの御利用をお断りいたします。

島田市公共施設等案内・予約システム利用規約

令和3年6月1日制定

(目的)

第1条 この規約は、島田市公共施設等案内・予約システム（以下「本システム」という。）を利用して、島田市（以下「市」という。）の所有する公共施設（以下「施設」という。）の予約等の手続を行うために必要な事項を定めるものです。

(利用規約への同意等)

第2条 本システムを利用して施設の予約等の手続を行うためには、本規約への同意とともに、次条に規定する利用者登録が必要です。このことを前提に、市は本システムによるサービスを提供することとします。

2 本システムの利用者登録を行った者は、本規約に同意したものとみなします。何らかの理由により本規約に同意することができない場合は、本システムを利用することはできません。

(利用者登録の申請)

第3条 本システムの利用を希望する個人、団体又は事業者は、島田市公共施設等案内・予約システム利用者登録申請書（以下「登録申請書」という。）を利用する施設の窓口提出するものとします。

2 登録申請書の提出に必要な書類等は、各施設において定めるものとします。

3 ウェブ上での利用者登録のみで予約可能と定めている施設に限り、利用者情報の仮登録を受け付けたことをもって、登録申請書を提出したものとみなします。

(利用者登録証の発行と取扱い)

第4条 施設管理者は、前条第1項の規定により提出された申請内容の審査を行い、利用者として承認する場合は、島田市公共施設等案内・予約システム利用者登録証（以下「利用者登録証」という。）を発行します。

2 利用者は、施設管理者が発行した利用者登録証を次に掲げる事項に注意して取り扱うものとします。

(1) 紛失、盗難等のないよう利用者登録証を適切に管理してください。

- (2) 利用者登録証は、登録した利用者以外は使用することができません。また、利用者登録証は、他人にこれを譲渡し、又は貸与することはできません。
- 3 利用者情報の仮登録を受け付けた内容について、登録者が本人であることの確認（以下「本人確認」という。）が必要とされる施設の場合は、公的書類等により本人確認をさせていただきます。
- 4 前項の本人確認を行う場合において、必要に応じ、本人確認のための連絡をさせていただきます場合があります。
- 5 ウェブ上での利用者登録のみで予約可能と定めている施設を利用している者が、他の施設の利用を追加する場合は、当該利用を希望する施設に利用者登録申請書の提出が必要です。

（利用者ID・パスワードの登録）

- 第5条 施設管理者は、利用者登録証の発行とともに、利用者ID及びパスワードを本システムに登録します。
- 2 本システムへの登録後、利用者は、利用者ID及びパスワードを本システムに入力することにより、施設の予約等の手続を行うことができます。
- 3 本システムへの登録後は利用者においてパスワードの変更が可能となるため、利用者は、本システムの利用を開始する前に必ず初期パスワードの変更を行ってください。
- 4 利用者は、パスワードの変更を施設管理者に通知する必要はありません。
- 5 利用者IDの登録は、個人、団体又は事業者につき1IDまでとします。
- 6 ウェブ上での利用者登録のみで予約可能と定めている施設に限り、利用者情報の仮登録を受け付けたことをもって、利用者IDとパスワードが発行されます。
- 7 複数の利用者IDが発行された場合は、利用する施設に連絡し、その指示に従ってください。

（利用者ID・パスワードの取扱い）

- 第6条 利用者は、利用者ID及びパスワードについて、次に掲げる事項に注意して取り扱うこととし、利用者の責任において厳重に管理するものとします。
- (1) 利用者ID及びパスワードは他人に知られないように管理してください。
- (2) パスワードは、定期的に変更し、第三者への漏洩防止に努めてください。
- (3) 他人からのパスワード等の照会には応じないでください。
- (4) パスワードを亡失した場合は、速やかに利用する施設に連絡し、その指示に従ってください。
- 2 施設管理者は、前項の規定により厳重に管理された利用者ID及びパスワードを用いて行われた手続については、登録した利用者により行われたものとみなします。

（利用者登録の取消）

- 第7条 施設管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当した場合は、利用者登録を取り消すものとします。
- (1) 虚偽の申請により利用者登録がなされた場合
- (2) 施設の管理に関する条例等又は本規約に重大な違反をした場合

- (3) 事情により利用者が施設を利用することができなくなった場合
- (4) 利用者の所在が不明となり、連絡不能となった場合
- (5) 本システムの運営を故意に破壊又は妨害をした場合
- (6) 施設の利用及び料金の支払い手続き等、利用する施設の関係例規等に従わない場合
- (7) 前各号に掲げるもののほか、施設管理者が利用者として不適当と認めた場合
(利用者登録の変更)

第8条 利用者は、利用者登録の内容に変更が生じた場合は、遅滞なく変更内容が確認できる書類等を提示のうえ、登録申請書を利用する施設の窓口へ提出し、利用者登録の変更を行うものとします。

(利用者登録証の亡失、盗難)

第9条 利用者は、利用者登録証を亡失し、又は盗難にあったときは、直ちにその旨を利用する施設に連絡するものとします。

(利用者登録証の再発行)

第10条 利用者は、利用者登録証を亡失等したときは、本人確認のできる書類等を提示のうえ、登録申請書を利用する施設の窓口へ提出し、利用者登録証の再発行を受けることができます。

(利用者登録期間)

第11条 施設管理者が利用者として承認した日を登録日とし、登録期間については、各施設において定めるものとします。

(利用者登録の廃止)

第12条 利用者は、本システムを利用しなくなった場合、本人確認のできる書類等を提示のうえ、登録申請書を施設の窓口へ提出し、登録を廃止する手続きを行うものとします。

(関係例規等の遵守)

第13条 施設の利用及び料金の支払い手続き等は、利用する施設の関係例規等に従うこととします。

(禁止事項)

第14条 本システムの利用に当たっては、次に掲げる行為を禁止します。

- (1) 施設の利用目的以外で利用すること。
- (2) 本システムに対し、不正にアクセスすること。
- (3) 本システムの管理及び運営を故意に妨害し、又は破壊すること。
- (4) 他人の利用者ID、パスワードを不正に使用すること。
- (5) 個人、同一と認められる団体又は事業者が複数の利用者IDを取得すること。
- (6) その他法令等に違反すると認められる行為をすること。

2 施設管理者は、本システムの利用に対して、前項各号のいずれかに該当する行為が明らかな場合又は該当する行為があると疑うに足りる相当な理由がある場合は、利用者登録の取消し、本システムの利用の停止等必要な措置を行うことができるものとします。

(個人情報保護)

第15条 利用者の申請に基づき収集された個人情報について、施設管理者は、島田市個人情報保護条例（平成17年島田市条例第16号）に基づき、その管理に十分な注意を払うものとします。

（免責事項）

第16条 市は、利用者が本システムを利用したことにより発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害に対して、一切の責任を負いません。

2 市は、その裁量において、本システムの改修、運用停止、中断等を利用者への予告なく行うことができることとします。また、このことを行ったために生じたいかなる損害に対しても、一切の責任を負いません。

3 利用者が使用するパソコン等の障害又は不具合、通信回線上の障害、天災地変その他市の責めに帰さない理由による本システムの障害等により発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害に対して、市は一切の責任を負いません。

（利用規約の変更）

第17条 市は、必要があると認めるときは、利用者への事前の通知を行うことなく、本規約を変更することができるものとします。

2 市は、本規約を変更した場合は、本システムに変更後の規約を掲載することとします。

3 利用者は、利用の都度、本規約を確認することとし、本規約変更後に本システムを利用した場合は、変更後の規約に同意したものとみなします。

（その他）

第18条 その他必要な事項については、別に定めるものとします。